明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○水防法等の一部を改正する法律（三一）　五
○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（三二）　八
○土壌汚染対策法の一部を改正する法律（三三）　一六
○平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律（三四）　一九
○農業競争力強化支援法（三五）　二六

〔政　令〕
○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一四六）　二六

〔内閣官房令〕
○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係内閣官房令の整備に関する内閣官房令（内閣官房五）　二六

〔府令・復興庁令〕
○復興庁・内閣府関係福島復興再生特別措置法施行規則（内閣府・復興庁一）　三〇

〔復興庁令〕
○福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令（復興庁二）　三〇

〔復興庁令・省令〕
○復興庁・環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則（復興庁・環境一）　三四

〔省　令〕
○地方団体に対して交付すべき平成二十九年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（総務三八）　三五
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務四〇）　四二
○土地改良法施行規則の一部を改正する省令（農林水産二九）　四三
○農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同三〇）　四三
○森林法施行規則の一部を改正する省令（同三一）　四三
○経済産業省関係福島復興再生特別措置法施行規則（経済産業四四）　四三
○環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則（環境九）　四五

〔規　則〕
○人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）（人事院一―六九）　四五
○人事院規則一―七〇（福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則）（同一―七〇）　四五

〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学七六）　五〇

〔官庁報告〕
官庁事項　五〇

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（人事院公示一〇）　五〇
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（同一一）　五〇

〔公　告〕
諸事項　五二

裁判所　五二
破産、免責、再生関係　五二
特殊法人等　五二
税理士証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分・裁決取消訴訟の判決確定、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　五二
地方公共団体　五三
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五三
会社その他　五四
会社決算公告　五四

本号で公布された法令のあらまし

◇水防法等の一部を改正する法律（法律第三一号）

（国土交通省）

一　水防法の一部改正関係

1　市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施しなければならないこととした。（第一五条の三関係）

2　浸水被害軽減地区の指定等

(一)　水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地等の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができることとした。（第一五条の六関係）

(二)　浸水被害軽減地区において土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三〇日前までに、行為の種類等を水防管理者に届け出なければならないこととした。（第一五条の八関係）

3　大規模氾濫減災協議会等

(一)　国土交通大臣は、第一〇条第二項又は第一三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会を組織することとした。（第一五条の九関係）

(二)　都道府県知事は、第一一条第一項又は第一三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第一五条の一〇関係）